

## 綾瀬市消防団運営交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市消防団の運営に要する経費の一部として綾瀬市消防団運営交付金（以下「交付金」という。）を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 交付金の対象は、綾瀬市消防団が実施する事業とし、対象事業は、次のとおりとする。

(1) 年間事業活動（一般配分）

- ア 毎月13日の防火・防災の日広報
- イ 水利点検及び機械器具点検
- ウ 歳末火災特別警戒期間中の広報及び警戒
- エ 各種会議（総会、役員会議等）
- オ 自治会の自主防災訓練

(2) 消防出初式

(3) 火災予防運動（春・秋）

(4) 消防団員確保対策事業

(5) 団本部会議

(6) 消防フェア

(7) 諸事業

(8) 神奈川県操法大会

(9) その他市長が必要と認める事業

(交付額)

第3条 交付金の額は、当該年度の予算の範囲内で市長が定め、基準額は、別表のとおりとする。

(交付金の対象期間)

第4条 交付金の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付金の交付申請)

第5条 消防団長は、規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて、5月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査をし、適当と認められるときは、綾瀬市消防団運営交付金交付決定通知書(第1号様式)により消防団長に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、消防団に交付金を交付した後、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付決定を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付金を目的外又は不当に使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正行為により交付金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、綾瀬市消防団運営交付金交付取消通知書(第2号様式)により消防団長に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 消防団長は、規則第12条第1項に定める補助事業等実績報告書に、事業報告書及び収支決算書を添えて、翌年度の5月20日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	基準額 (単位：千円)	説明
年間活動（一般配分）	2, 172	消防団各分団 342, 000円 消防団本部 120, 000円
消防出初式	636	消防団各分団 81, 000円 消防団本部 150, 000円
火災予防運動（春・秋）	184	消防団各分団 30, 000円 消防団本部 4, 000円
消防団員確保対策事業	1, 250 2, 050	隔年で事業を実施するため、対象年度は、基準額が増加するもの。
団本部会議費	100	
消防団フェア	120	
諸事業	126	
神奈川県操法大会	1, 420	神奈川県消防操法大会に出場する年度のみ対象

第 1 号様式（第 6 条関係）

年度綾瀬市消防団運営交付金交付決定通知書

年 月 日

綾瀬市消防団長 殿

綾瀬市長

年 月 日に交付申請があった 年度消防団運営交付金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付条件  |   |

（事務担当は、 ）

第2号様式（第7条関係）

年度綾瀬市消防団運営交付金交付取消通知書

年 月 日

綾瀬市消防団長 殿

綾瀬市長

年 月 日に交付決定をした 年度消防団運営交付金  
については、次の理由により綾瀬市消防団運営交付金交付要綱第7条の規定  
により、交付金の取消しを決定したので通知します。

1 交付金の返還額

2 取消しの理由

（事務担当は、 ）